

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年2月13日
【会社名】	三菱自動車工業株式会社
【英訳名】	MINITUBISHI MOTORS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役社長 益子 修
【本店の所在の場所】	東京都港区芝五丁目33番8号
【電話番号】	(03)3456-1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	企画部長 田中 朋典
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝五丁目33番8号
【電話番号】	(03)3456-1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	企画部長 田中 朋典
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 26,040,000,000円 (注) 募集金額は、発行価額の総額である。
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年2月13日に四半期報告書（事業年度 平成25年度第3四半期（自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日））を関東財務局長に提出いたしました。これに伴い、平成26年1月7日付をもって提出した有価証券届出書並びに平成26年1月22日付、平成26年1月30日付及び平成26年2月5日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、当該四半期報告書を参照書類に追加し、併せてこれに関連する事項を訂正するため、また、添付書類のうち「平成25年度第3四半期（自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日）の連結業績の概要」を削除するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

4 新規発行による手取金の使途

（2）手取金の使途

募集又は売出しに関する特別記載事項

3 当社優先株式に係る当社普通株式を対価とする取得請求権の行使による、当社普通株式の交付について

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

（添付書類の削除）

平成25年度第3四半期（自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日）の連結業績の概要

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

なお、「第三部 参照情報 第2 参照書類の補完情報」においては、（訂正前）と（訂正後）の記載を比較するため、参照書類としての有価証券報告書等の記載内容からの変更及び追加箇所を示すために付された_____ 罫は表示しておりません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

4【新規発行による手取金の使途】

(2)【手取金の使途】

(訂正前)

上記差引手取概算額上限24,837,000,000円については、本第三者割当増資と同日付をもって決議された国内一般募集の手取概算額155,377,000,000円及び海外募集の手取概算額76,877,000,000円と合わせ、手取概算額合計上限257,091,000,000円について、2,100億円を上限の目途として平成26年3月末日までに当社優先株式を取得するための資金に充当し、残額が生じた場合には平成28年3月末日までに当社の設備投資資金の一部に充当する予定であります。

なお、当該設備投資資金は、自動車生産設備に係わる設備投資として主に名古屋製作所及び水島製作所で製造する新型車対応に係わる設備投資資金、合理化投資資金及び維持更新投資資金並びに自動車開発研究設備に係わる設備投資として主に技術センターにおける全世界で生産を行う新型車研究設備投資資金等に充当する予定であります。

上記の当社優先株式を取得するための資金として充当する上限の目途とした金額は、本有価証券届出書提出時点における概算額であり、実際の充当額は結果としてこれと異なる可能性があります。すなわち、後記「第三部 参照情報 第2 参照書類の補充情報 「対処すべき課題」 (2) 「三菱自動車 資本再構築プラン」について

当社による優先株式の取得及び株主3社による優先株式に係る普通株式を対価とする取得請求権の行使」及び同「本臨時株主総会等における定款変更及び優先株式の取得の決議」に記載のとおり、当社は、本第三者割当増資の払込期日後遅滞なく、優先株式の取得を行う予定ですが、これとともに、株主3社は、本第三者割当増資の払込期日後遅滞なく、株主3社が当社の総株主の議決権の数の34%以上35%未満を直接又は間接に保有し、かつ、三菱重工業株式会社は当社を引き続き持分法適用関連会社とするように、株主3社の直接又は間接に保有する優先株式の全部又は一部について、転換価額その他当社定款に基づく優先株式の所定の条件に従い普通株式を対価とする取得請求権を行使して、普通株式を取得する予定であり、それら取得請求権行使の対象となる優先株式は、当社による優先株式の取得の対象から除かれることから、当社による取得対象となるのは、それら取得請求権行使の対象となる優先株式以外の優先株式となります。当社による取得対象となる優先株式の種類及び数は、国内一般募集、海外募集及び本第三者割当増資における最終的な発行数及び払込金額の総額の合計額、取得請求権の転換価額並びに株主3社がそれぞれ有する優先株式のうち取得請求権の行使の対象となるものの種類及び数（株式譲渡及び匿名組合出資の後に取得請求権の行使の対象となるものの種類及び数を含みます。）等によって変動するため、実際に優先株式の取得資金として充当する金額もこれらにより影響を受けます。

<後略>

(訂正後)

上記差引手取概算額上限24,837,000,000円については、本第三者割当増資と同日付をもって決議された国内一般募集の手取概算額155,377,000,000円及び海外募集の手取概算額76,877,000,000円と合わせ、手取概算額合計上限257,091,000,000円について、2,100億円を上限の目途として平成26年3月末日までに当社優先株式を取得するための資金に充当し、残額が生じた場合には平成28年3月末日までに当社の設備投資資金の一部に充当する予定であります。

なお、当該設備投資資金は、自動車生産設備に係わる設備投資として主に名古屋製作所及び水島製作所で製造する新型車対応に係わる設備投資資金、合理化投資資金及び維持更新投資資金並びに自動車開発研究設備に係わる設備投資として主に技術センターにおける全世界で生産を行う新型車研究設備投資資金等に充当する予定であります。

上記の当社優先株式を取得するための資金として充当する上限の目途とした金額は、本有価証券届出書提出時点における概算額であり、実際の充当額は結果としてこれと異なる可能性があります。すなわち、後記「第三部 参照情報 第1 参照書類 4 四半期報告書又は半期報告書」に記載の事業年度 平成25年度第3四半期(自平成25年10月1日 至 平成25年12月31日)に係る平成26年2月13日提出の四半期報告書の「第一部 企業情報 第2 事業の状況 3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題 「三菱自動車 資本再構築プラン」について 当社による優先株式の取得及び株主3社による優先株式に係る普通株式を対価とする取得請求権の行使」及び同「本臨時株主総会等における定款変更及び優先株式の取得の決議」に記載のとおり、当社は、本第三者割当増資の払込期日後遅滞なく、優先株式の取得を行う予定ですが、これとともに、株主3社は、本第三者割当増資の払込期日後遅滞なく、株主3社が当社の総株主の議決権の数の34%以上35%未満を直接又は間接に保有し、かつ、三菱重工業株式会社は当社を引き続き持分法適用関連会社とするように、株主3社の直接又は間接に保有する優先株式の全部又は一部について、転換価額その他当社定款に基づく優先株式の所定の条件に従い普通株式を対価とする取得請求権を行使して、普通株式を取得する予定であり、それら取得請求権行使の対象となる優先株式は、当社による優先株式の取得の対象から除かれることから、当社による取得対象となるのは、それら取得請求権行使の対象となる優先株式以外の優先株式となります。当社による取得対象となる優先株式の種類及び数は、国内一般募集、海外募集及び本第三者割当増資における最終的な発行数及び払込金額の総額の合計額、取得請求権の転換価額並びに株主3社がそれぞれ有する優先株式のうち取得請求権の行使の対象となるものの種類及び数(株式譲渡及び匿名組合出資の後に取得請求権の行使の対象となるものの種類及び数を含みます。)等によって変動するため、実際に優先株式の取得資金として充当する金額もこれらにより影響を受けます。

< 後略 >

【募集又は売出しに関する特別記載事項】**3 当社優先株式に係る当社普通株式を対価とする取得請求権の行使による、当社普通株式の交付について**

(訂正前)

本第三者割当増資の払込期日後遅滞なく、三菱重工業株式会社、三菱商事株式会社及び株式会社三菱東京UFJ銀行は、その直接又は間接に保有する当社優先株式の全部又は一部について当社普通株式を対価とする取得請求権を行使して、当社普通株式を取得することを予定しております。詳細は後記「第三部 参照情報 第2 参照書類の補完情報 「対処すべき課題」 (2) 「三菱自動車 資本再構築プラン」について 当社による優先株式の取得及び株主3社による優先株式に係る普通株式を対価とする取得請求権の行使」をご参照下さい。

(訂正後)

本第三者割当増資の払込期日後遅滞なく、三菱重工業株式会社、三菱商事株式会社及び株式会社三菱東京UFJ銀行は、その直接又は間接に保有する当社優先株式の全部又は一部について当社普通株式を対価とする取得請求権を行使して、当社普通株式を取得することを予定しております。詳細は後記「第三部 参照情報 第1 参照書類 4 四半期報告書又は半期報告書」に記載の事業年度 平成25年度第3四半期(自平成25年10月1日至平成25年12月31日)に係る平成26年2月13日提出の四半期報告書の「第一部 企業情報 第2 事業の状況 3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題 「三菱自動車 資本再構築プラン」について 当社による優先株式の取得及び株主3社による優先株式に係る普通株式を対価とする取得請求権の行使」をご参照下さい。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

（訂正前）

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 平成24年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日） 平成25年6月25日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 平成25年度第1四半期（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日） 平成25年8月9日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 平成25年度第2四半期（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日） 平成25年11月13日関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成26年1月7日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月27日に関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成26年1月7日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年12月26日に関東財務局長に提出

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成26年1月7日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を平成26年1月7日に関東財務局長に提出

7【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成26年1月30日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を平成26年1月30日に関東財務局長に提出

8【訂正報告書】

訂正報告書（上記1の有価証券報告書の訂正報告書）を平成25年12月26日に関東財務局長に提出

9【訂正報告書】

訂正報告書（上記6の臨時報告書の訂正報告書）を平成26年1月22日及び平成26年1月30日に関東財務局長に提出

（訂正後）

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 平成24年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日） 平成25年6月25日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 平成25年度第1四半期（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日） 平成25年8月9日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 平成25年度第2四半期（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日） 平成25年11月13日関東財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 平成25年度第3四半期（自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日） 平成26年2月13日関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成26年1月7日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月27日に関東財務局長に提出

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成26年1月7日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年12月26日に関東財務局長に提出

7【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成26年1月7日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を平成26年1月7日に関東財務局長に提出

8【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成26年1月30日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を平成26年1月30日に関東財務局長に提出

9【訂正報告書】

訂正報告書（上記1の有価証券報告書の訂正報告書）を平成25年12月26日に関東財務局長に提出

10【訂正報告書】

訂正報告書（上記7の臨時報告書の訂正報告書）を平成26年1月22日及び平成26年1月30日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

（訂正前）

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「対処すべき課題」及び「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成26年1月7日）までの間において変更及び追加すべき事項が生じております。下記の「対処すべき課題」及び「事業等のリスク」は、当該有価証券報告書等の「対処すべき課題」及び「事業等のリスク」について、それぞれ一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については____ 〆で示しております。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、以下の「対処すべき課題」及び「事業等のリスク」に記載されたものを除き、本有価証券届出書提出日（平成26年1月7日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

「対処すべき課題」

今後を展望すると、自動車業界を取り巻く事業環境は、短期的には超円高の是正や低迷していた欧州経済の底打ちなど、明るい兆しも見られる一方で、米国の財政・金融問題を巡る混乱や新興国経済の変調といった先行きの不透明感も拭えない状況の中、中長期的には新興国市場の成長と成熟国市場の停滞、更なる世界的な競争激化など、引き続き大きな変化が見込まれる。

このような事業環境の中で、当社は、平成25年11月6日に、（ ）今後の当社グループの成長を目指し、平成26年度から平成28年度までの3年間を対象とする新たな中期経営計画「ニューステージ2016」（以下「新中期経営計画」という。）及び（ ）継続的な株主還元と当社の持続的成長を支える経営基盤の確立を目的として、「三菱自動車 資本再構築プラン」（以下「本プラン」又は「資本再構築プラン」という。）を策定した。

(1) 中期経営計画「ニューステージ2016」について

当社は、新中期経営計画において、「戦略商品投入による売上高の増大」、「三菱自動車らしさの追求」、「アセア地域生産体制強化」、「新興国に強みを持つSUV系ブランドの確立」、「協業を通じた経営リソースの有効活用」の5つを基本方針とし、更なる成長を目指して、以下の諸施策に取り組んでいく。

戦略商品投入による売上高の増大

当社グループ全世界の売上の大半を占めるピックアップトラック・SUV・クロスオーバー系車種を戦略商品と位置づけ、このうち当社の基幹車種と言える『トライトン』・『パジェロスポーツ』について、それぞれ平成26年度・平成27年度に相次いで新型車を投入することを計画している。この他、新型『RVR』、新型『デリカD：5』、新型『パジェロ』の開発や、プラグインハイブリッドEV車両の展開拡大に向けた技術開発なども進めており、これらの戦略商品・技術を平成27年度以降、順次市場に投入していくことで、売上高の増大に繋げる予定である。

次世代技術開発の推進

当社は、「環境への貢献」、「走る喜び」、「確かな安心」を技術展開における3本柱に掲げており、このコンセプトのもと次世代技術開発を推進する。具体的には、（ ）電動車両生産比率の向上、（ ）走行性能と環境性能を両立する次世代エンジンの開発、（ ）四輪駆動の統合制御技術『S-AWC』や先進予防安全技術『e-Assist』などの進化と展開車種の拡大、（ ）スマートフォンを介してクルマをインターネットにつなぐコネクテッドカー技術の採用を通じたクルマのIT化等の諸施策を講じることにより、引き続き次世代技術開発を推進していく。

地域戦略の深掘り

当社グループがこれまで取り組んできた新興国での事業強化に向けた事業基盤の整備の効果を着実に具現化させ、アジアを中心とした新興国における事業の売上高及び収益の拡大を更に推進させる。また、成熟国事業の構造改革を、新興国事業の強化とともに車の両輪と捉え、成熟国における収益改善に向けた取り組みを加速させる。

事業構造の改革

当社は、事業構造の改革を積極的に進めることで、コストの抜本的な改善に取り組む予定である。具体的には、需要の伸びが見込まれる新興市場での生産を拡大させる一方、成熟国での生産能力の適正化や、国内工場では効率化・新世代化を進めることでグローバルでの生産能力の最適バランスの実現を目指す。一方で、日本においても、日産自動車との軽自動車の企画・開発合弁会社であるNMKVにおけるプロジェクトを通じて、軽自動車生産拠点の稼働率向上を進めており、今後も積極的に、協業を通じた経営リソースの有効活用を図っていく。また、カーラインの整理・統合等によるコスト削減を進める。さらに、当社グループ全体で、トータルコストの低減に向けた活動も継続する。

安定した経営基盤の確保

上記の各施策を実行するため、更なる新興市場での体制強化や、商品力を高めるための先行研究、環境対応などの先端技術開発を推進すべく、積極的に設備投資を実施し、研究開発費を投入する計画である。また、他自動車メーカーとの協業を通じて収益機会を追求するとともに、経営リソースの有効活用を図っていく。

品質改革への取り組み

クルマに関わる全ての品質において業界トップレベルを目指し、当社グループを挙げて品質改革への取り組みに注力していく。

これらの諸施策への取り組みを通じて、当社グループの更なる競争力向上を図り、着実な成長軌道に乗せるべく努めていく。

なお、当社グループは全ての事業活動を行うにあたり、今後もコンプライアンスを最優先に考え、お客様や社会からの信頼を損なうことのない誠実な企業として、社会や環境への配慮を強化していく。

また、内部統制システムの不断の見直しを行うことで、一層のガバナンスの強化を図り、法令の遵守、業務執行の適正性・効率性の確保等に向けた改善、充実に努めていく。

(2) 「三菱自動車 資本再構築プラン」について

当社は、平成16年に事業再生を開始して以来、業績及び財務体質の改善に取り組んできたが、十分な分配可能額がなく、また、優先株式に対する潜在的な優先配当負担に鑑み、普通株主に対して剰余金の配当を行うことができず、さらに、優先株式の普通株式への転換により普通株式の希薄化が生じる可能性があることも、当社が普通株主への利益還元を推進する上での障害となっている。なお、優先株式に対しては、これまで優先配当の支払実績はない。

今般、当社は、これまでの取り組みの結果、当社の事業基盤・収益性の強化及び財務体質の改善に一定の進捗が見られたことを踏まえ、当社普通株式の公募増資（以下「本公募増資」という。）を実施し、その発行手取金を原資に優先株式を発行価額よりも低い価格で取得することによって、優先株式の全量処理を目指し、将来における優先株式の普通株式への転換による希薄化が生じる可能性を抑制するとともに、普通株式に対する復配を実現し、もって、継続的な株主還元と当社の持続的成長を支える経営基盤の確立を目的とする本プランを策定した。

本プランの実施に関し、当社は、三菱重工業株式会社（以下「三菱重工業」という。）、三菱商事株式会社（以下「三菱商事」という。）、株式会社三菱東京UFJ銀行（以下「三菱東京UFJ銀行」という。）及び三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「三菱UFJ信託銀行」という。）（以下、三菱重工業、三菱商事及び三菱東京UFJ銀行を併せて「株主3社」といい、株主3社及び三菱UFJ信託銀行を併せて「本優先株主」という。）との間で、以下に記載された内容が規定された資本政策に関する覚書を締結している。

平成26年1月7日現在の本プランの内容は、以下のとおりである。

公募増資の実施

当社は、平成25年12月26日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」という。）並びに普通株式、第1回A種及び第1回乃至第4回G種優先株式に係る各種類株主総会（以下、併せて「本種類株主総会」といい、本臨時株主総会と本種類株主総会を併せて「本臨時株主総会等」という。）で当社提案の議案が全て可決されたことから、平成26年1月7日開催の取締役会において、本公募増資及びこれに付随するグリーンシュー・オプションの行使による第三者割当増資（以下「本第三者割当増資」といい、本公募増資と併せて「本増資」という。）を行うことを決議した。

資本金等の額の減少

当社は、平成25年12月26日開催の取締役会において、本増資の各払込期日と同日付にて、本増資によりそれぞれ増加する資本金及び資本準備金の額と同額の資本金及び資本準備金の額を減少させることを決議した（以下、かかる資本金及び資本準備金の額の減少を「本資本金等の額の減少」という。）。

当社による優先株式の取得及び株主3社による優先株式に係る普通株式を対価とする取得請求権の行使

本公募増資の払込み及び本資本金等の額の減少が完了した場合、本第三者割当増資の払込期日後遅滞なく、(a)当社は、取得される各種の優先株式の数に、下記「本臨時株主総会等における定款変更及び優先株式の取得の決議」に記載される各種の優先株式1株あたりの取得価格(発行価額からディスカウントした価格となっている。)を乗じた額の合計が、本資本金等の額の減少により減少した額を超えない範囲で、三菱商事、三菱東京UFJ銀行及び三菱UFJ信託銀行より取得可能な最大数の優先株式を取得し、三菱商事、三菱東京UFJ銀行及び三菱UFJ信託銀行は当該優先株式を当社に譲り渡す予定である。

また、(b)株主3社は、その直接又は間接に保有する優先株式の全部又は一部について普通株式を対価とする取得請求権を行使して、普通株式を取得することにより、株主3社が当社の総株主の議決権の数の34%以上35%未満を直接又は間接に保有し、かつ、三菱重工業は当社を引き続き持分法適用関連会社とする予定である。具体的には、株主3社は、その直接保有する優先株式の全部又は一部について普通株式を対価とする取得請求権を行使して普通株式を取得するとともに、三菱重工業は、当社を引き続き持分法適用関連会社とする目的で、()本第三者割当増資の払込期日後遅滞なく、三菱東京UFJ銀行との間で三菱重工業が三菱東京UFJ銀行の保有する優先株式を譲り受ける株式譲渡契約を締結するとともに、()完全子会社(以下「三菱重工業子会社」という。)を設立し、本第三者割当増資の払込期日後遅滞なく、三菱重工業子会社を営業者とし三菱商事及び三菱東京UFJ銀行を匿名組合員として、三菱商事及び三菱東京UFJ銀行からそれぞれその保有する優先株式の匿名組合出資を受ける匿名組合契約を締結する予定であり、()上記株式譲渡契約及び匿名組合契約に基づき三菱重工業自ら又は三菱重工業子会社が取得する優先株式を、上記のとおり普通株式に転換する予定である。その結果、三菱重工業は、三菱重工業子会社分を含めて、当社の総株主の議決権の数の20%以上を保有する予定である。また、当社及び三菱重工業は、平成25年12月11日に三菱重工業が当社に対して開発・品質面での技術支援を行う旨の技術支援契約を締結している。仮に株主3社が、本増資後に当社の総株主の議決権の数の34%以上35%未満の範囲で直接又は間接に保有することとなるように、その保有する優先株式について普通株式を対価とする取得請求権を行使した場合には、当該取得請求権の行使により最大で139,229,300株の普通株式が交付される見込みであり、その場合の当社発行済普通株式数は最大で1,003,123,274株となる見込みである。

当社は、(c)本優先株主との間で、各本優先株主が、平成29年6月末日までの間、上記本プランにより行う場合を除き、その保有する(三菱重工業については、自ら又は三菱重工業子会社において保有する)当社優先株式について、譲渡等の処分を行わず、優先株式については普通株式を対価とする取得請求権を行使しないこと、(d)三菱重工業との間で、平成29年6月末日までの間、上記本プランにより行う場合を除き、自ら又は三菱重工業子会社において保有する当社普通株式について、譲渡等の処分を行わない方針であることを確認している。これにより、三菱重工業は、当社の新中期経営計画期間中、基本的に当社を持分法適用関連会社として維持・継続する予定である。

また、当社は、三菱重工業を除く本優先株主各社との間で、本プランの実施後も優先株式が残存する場合は、剰余金の配当を行った後の当社の分配可能額の範囲内かつ当社の事業の遂行に支障を及ぼさない範囲内で、当該優先株式の全てを、平成29年6月末日までに、金銭対価の取得条項(詳細は下記「本臨時株主総会等における定款変更及び優先株式の取得の決議」を参照されたい。)により取得することを合意している。

本臨時株主総会等における定款変更及び優先株式の取得の決議

本プランを実施する前提として、当社は、平成25年12月26日開催の本臨時株主総会等において、(a)発行可能株式総数及び普通株式の発行可能種類株式総数を12億5,000万株から15億7,500万株へそれぞれ変更する定款の一部変更、(b)優先株式の内容の変更に係る定款の一部変更（（ ）優先配当金額の減額（各優先株式1株につき50,000円から20,000円への引下げ）、（ ）転換請求権の転換可能期間の変更（平成26年6月30日までは毎営業日転換可能とする）、（ ）転換価額の変更（平成26年6月30日までは、本公募増資の払込金額の決定日における終値（但し、定款変更前と同様の下記上限転換価額及び下限転換価額に服する。）に修正される。）、及び（ ）平成26年4月1日から平成29年6月30日までの間、上記（a）のとおり本プランに従い取得される場合と同一の1株あたり取得価格の金銭を対価とする金銭対価の取得条項の新設）、並びに(c)以下の内容の優先株式の取得（詳細は上記「当社による優先株式の取得及び株主3社による優先株式に係る普通株式を対価とする取得請求権の行使」を参照されたい。）を行うことを決議した。なお、上記(b)の定款の一部変更については、当社が平成26年6月末日までの最初に行う本公募増資の払込みを条件として、本公募増資の払込期日にその効力が生じるものとされている。

< 上限転換価額及び下限転換価額 >

	下限転換価額	上限転換価額
第1回A種優先株式	540円	1,080円
第1回G種優先株式	520円	1,050円
第2回G種優先株式	710円	1,430円
第3回G種優先株式	690円	1,390円
第4回G種優先株式	770円	2,580円

< 優先株式の取得についての議案の内容 >

取得する株式の種類	取得価格の総額 (上限)	取得株式数 (上限)	1株あたり取得価格(注)	発行価額からの ディスカウント率
第1回A種優先株式	358億7,000万円	42,200株	850,000円	(15%)
第1回G種優先株式	1,105億円	130,000株	850,000円	(15%)
第2回G種優先株式	1,128億2,331万円	168,393株	670,000円	(33%)
第3回G種優先株式	70億3,800万円	10,200株	690,000円	(31%)
第4回G種優先株式	186億円	30,000株	620,000円	(38%)

(注) 当社は、第三者評価機関であるプライスウォーターハウスクーパース株式会社から「優先株式価値分析報告書」を取得しており、取得価格は、かかる報告書の算定結果の価格レンジに入っている。

当社が優先株式を取得することができる期間：本臨時株主総会等終結の日から平成26年6月30日まで

但し、株主3社は、上記のとおり、その保有する優先株式の全部又は一部について普通株式を対価とする取得請求権を行使する予定であり、これにより、当社が取得することとなる優先株式の数は上記の取得株式数の上限よりも少なくなる予定である。

当社は、本プランに基づく上記諸施策を実施することにより、成長戦略とのバランスを取りつつ、安定配当の継続を目指す。

さらに、現時点での当社の希薄化後ベースでの普通株式の総数（優先株式が全て各転換価額の下限で普通株式に転換されたと仮定した場合）は約12.42億株であるが、本プランの実施（本公募増資及び株主3社による優先株式に係る普通株式を対価とする取得請求権の行使による普通株式の発行）により、これを減少させることができる見込みである

(注)。本プランでは、普通株式の発行により優先株式の取得資金を調達するため、自己資本を減少させずに当社資本を優先株式から普通株式に入れ替えることができ、これにより今後の成長戦略から得られる利益を普通株主に還元することが可能となる。

(注) 本プランの実施後も優先株式の一部が残存する可能性があるが、本優先株主との間で、上記「当社による優先株式の取得及び株主3社による優先株式に係る普通株式を対価とする取得請求権の行使」のとおり、本優先株主による優先株式の譲渡等の処分及び普通株式を対価とする取得請求権の行使が制限され、また、剰余金の配当を行った後の当社の分配可能額の範囲内かつ当社の事業の遂行に支障を及ぼさない範囲内で、

当社が平成29年6月末日までに当該優先株式の全部を金銭対価の取得条項により取得することとされていることから、上記のとおり見込んでいるものである。

「事業等のリスク」

当社グループの経営成績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがある。

(1) 国内外の経済情勢及び社会情勢の影響

当社グループの当連結会計年度売上高に占める海外売上高比率は約8割であり、日本のほか、当社グループの今後の地域戦略の中心を担うアセアン諸国その他の新興市場国等の経済情勢及び社会情勢が変化した場合、当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。また、海外市場における事業展開には、法制や税制の変更、政治・経済情勢の変化、インフラの未整備、人材確保の困難性、テロ等の非常事態、伝染病の流行等といったリスクが内在しており、当該リスクの顕在化により、当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

(2) 自動車業界の競争激化の影響

自動車業界は過剰生産能力等を背景として、世界的な競争が熾烈化しており、価格競争などにより販売インセンティブや効果的な広告宣伝活動が販売促進及びマーケットシェアの維持に不可欠になっている。こうした価格競争や販売インセンティブ等の増加は当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

また、自動車業界の競争の熾烈化に伴い、新製品の開発サイクルがより短期的となっている中、価格、品質、安全性等の様々な面で顧客のニーズを捉えた新製品を適時・適切に提供できない場合、また当社の戦略商品が市場に十分に受け入れられない場合には、当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。さらに、当社グループが競争力の維持強化に向けた施策を今後効果的に講じることができない場合には、製品の需要の低下等により、当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

(3) 自然災害や事故等の影響

当社グループは、日本及び世界各地に製造拠点等の設備を有しており、当該各地で大規模な地震・台風・洪水等の自然災害や火災等の事故、感染症の発生により、当社グループ又はその取引先の操業の中断等の重大な支障をきたす場合がある。これらは発生可能性が高く当社グループ事業へ影響が大きいと想定されるシナリオに基づき事業継続計画・災害対策の取組整備を進めているが、想定を超える規模で発生した場合は当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

(4) 法規制等の影響

当社グループは、事業を展開する各国において地球環境保護や製品の安全性に関連する規制等、様々な法規制の適用を受けており、当社グループが当該法規制に適応し又はこれを遵守できない場合、またそれにより制裁を受けた場合、改正・強化された新たな規制への適応又は遵守のために多額の費用が生じる場合などは当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

(5) 製品の原価変動の影響

当社グループは、多数の取引先から原材料及び部品等を購入し、製品の製造を行っており、需要及び市況変動により当社製品の製造原価が上昇した場合、当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

(6) 為替変動の影響

当社グループの当連結会計年度売上高に占める海外売上高比率は約8割であり、このうち外貨建債権債務については為替予約等によりリスク低減に努めているが、為替相場が変動した場合、当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

(7) 調達金利変動の影響

当社の連結有利子負債残高（短期借入金及び長期借入金の合計額）は、平成25年9月末時点で2,816億円であり、同日時点での当社の連結現預金残高は3,297億円であるため、その影響は一部軽減されるものの、今後の金融情勢の変化による調達金利の変動により当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

(8) 計画前提と現実との相違等により中期経営計画における目標を達成できない場合の影響

当社グループは、中期経営計画を策定し、中期的な事業戦略を定めているが、中期経営計画の前提が現実と異なることとなった場合、また、本項記載の他のリスクが顕在化した等の場合には、当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

(9) 製品の品質・安全性の影響

当社グループによる製品の品質向上及び安全性の確保の努力にかかわらず、製品の欠陥又は不具合によるリコール又は改善対策等が大規模なものとなり、又は大規模な製造物責任を追及された場合には、多額の費用負担、当社製品への評価及び需要の低下等により、当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

(10) 訴訟等の影響

当社グループが、事業を遂行していく上で、ユーザー、取引先や第三者との間で訴訟等が発生し、当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

また、現時点で係争中の法的手続に対する判決等が当社グループの主張、予測と異なる結果となる場合、当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

当社は、平成22年2月20日、当社のエジプトにおける旧販売会社であるMASRIA Co., Ltd（以下「原告」という。）から、当社による同社との販売店契約の解約について、9億米ドルの損害賠償請求を含む訴訟を提起されている。これにつき平成22年10月26日に第一審裁判所、平成24年7月3日に控訴審裁判所のそれぞれにおいて原告の請求を却下する旨の判決があったが、原告がこれに対し、平成24年7月21日付で上告したため、本件は上告審に係属中である。

当社による解約通知は販売店契約に従ってなされた合法的なものであり、原告の請求原因には合理性がないことなどから、現時点において、本訴訟は当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼすものではないと判断している。

(11) 他企業との提携の影響

当社グループは、事業を展開する上で国内外の自動車メーカーをはじめ、他社と様々な提携活動を行っているが、提携先固有の事情、提携先との協議の不調等、当社グループの管理できない要因により、提携の目的を十分に達成できない場合、当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

(12) 特定調達先への依存の影響

当社グループは、原材料及び部品等を多数の取引先から調達している。より高い品質、技術をもったものをより競争力のある価格で調達しようとする場合、発注が特定の調達先に集中することがある。また特別な技術を要する部品等については提供できる調達先が限定されることがある。そのため、予期せぬ事由によりそれらの調達先からの供給が停止した場合又は適時に競争力のある価格で調達ができない場合、当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

(13) 顧客、取引先等の信用リスクの影響

当社グループは、顧客や、販売業者、金融事業によるリース先等の取引先の信用リスクを有している。かかる信用リスクに基づく損失が当社グループの想定を上回る場合には、当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

(14) 知的財産権侵害の影響

当社グループは、他社製品との差別化のため、技術・ノウハウ等の知的財産を保護するとともに、第三者の知的財産権に対する侵害の予防に努めている。しかしながら、第三者が当社グループの知的財産を不当に使用した類似商品を製造・販売したり、世界各国における法規制上、当社グループの知的財産権の保護に限界があることで販売減少や訴訟費用が発生した場合、あるいは、予期せぬ第三者の知的財産権侵害のために製造販売の中止、賠償金支払、当社製品への評価及び需要の低下等が生じた場合、当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

(15) 情報技術及び情報セキュリティの影響

当社グループの運営や製品等に利用する情報技術及びネットワークやシステムについては、ハッカーやコンピュータウイルスによる攻撃、不正使用やインフラ障害等により支障を来すおそれがあり、その結果、当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。当社グループは、個人情報を含むグループ内外の機密情報を保有しており、当該情報が不正に外部に流出した場合、当社グループの社会的信用及び経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

(16) 普通株式及び優先株式の発行並びに資本再構築プランによる影響

当社は、平成16年6月、7月、平成17年3月及び平成18年1月に各種優先株式を発行した。このうち平成16年6月発行の第2回A種優先株式、平成16年7月発行の第1回乃至第3回B種優先株式及び第3回A種優先株式はすべて普通株式に転換が完了しており、残る第1回A種優先株式及び第1回乃至第4回G種優先株式については資本再構築プランの実施により可能な限り全て消却することを目指す。その全てを消却できない場合には、将来の転換による普通株式の発行により当社普通株式の希薄化が生じ、株価に影響を及ぼす可能性がある。但し、当社は、第1回A種優先株式及び第1回乃至第4回G種優先株式の株主である本優先株主との間で、資本再構築プランによる場合を除き、本優先株主が（三菱重工業については自ら及び三菱重工業子会社をして）第1回A種優先株式及び第1回乃至第4回G種優先株式の取得請求権を平成29年6月末日までの間行使しないことを合意している（上記「対処すべき課題」「(2)」「三菱自動車 資本再構築プラン」について）「当社による優先株式の取得及び株主3社による優先株式に係る普通株式を対価とする取得請求権の行使」を参照されたい。）。また、資本再構築プランにおいて予定されている本増資及び優先株式の転換等により普通株式が発行された場合、当社普通株式の希薄化が生じるため、株価に影響を及ぼす可能性がある。資本再構築プランの実行後も、株主3社合計の議決権比率を34%以上35%未満とし、同時に当社は引き続き三菱重工業の持分法適用関連会社である予定だが、株主3社の利害が当社の他の株主の利害と一致する保証はない。なお、株主3社の全部又は一部が、将来のある時点において、当社の議決権の全部又は一部を有しなくなる可能性もある。さらに、資本再構築プランにおける公募等による増資の実施後も三菱重工業を除く本優先株主の全部又は一部が優先株式を保有し続ける可能性があり、その場合には、一定の重要な事項について種類株主による種類株主総会の決議が必要となり、三菱重工業を除く本優先株主が当該事項について事実上拒否権を有することとなるほか、当社は、当社普通株式に対する配当に先立ち、優先配当を行う必要がある。但し、当社は、三菱重工業を除く本優先株主各社との間で、資本再構築プランの実行後も優先株式が残存する場合は、剰余金の配当を行った後の当社の分配可能額の範囲内かつ当社の事業の遂行に支障を及ぼさない範囲内で、当該優先株式の全てを、平成29年6月末日までに、金銭対価の取得条項により取得することを合意している（上記「対処すべき課題」「(2)」「三菱自動車 資本再構築プラン」について）「当社による優先株式の取得及び株主3社による優先株式に係る普通株式を対価とする取得請求権の行使」を参照されたい。）。なお、優先配当あるいは金銭対価の取得条項による優先株式の取得が行われた場合は、当社普通株式への配当に影響を及ぼす可能性がある。

（訂正後）

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「対処すべき課題」及び「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成26年2月13日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成26年2月13日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。